

第 4 章 事後調査

変更後における環境影響は、いずれの項目においても変更前と同程度又はそれ以下であること、変更後も第 3 章に記載した環境保全措置を講じていくことから、変更後の事後調査及び環境監視調査についても、引き続き、変更前と同様の方針に従って実施していくこととします。

また、環境監視等委員会における専門家等の指導・助言を踏まえ、以下の措置を行います。

- ・前提としている気象・海象条件の不確実性も念頭にモニタリングを行います。
- ・孵化後の仔ガメが光に誘引される性質があることから、夜間工事実施前には、その性質を踏まえたモニタリング方法を検討します。

さらに、環境影響の程度や状況の変化、その他必要に応じて、専門家等の指導・助言を受け、更なる改善や見直しを図っていくこととします。